

奴隷解放に伴う経済構造の変化と人種関係への影響

—再建期のアラバマ州に焦点を当てて—

Economic Structural Changes Following the Emancipation and Their Impact on Race Relations in Alabama

加藤 紗織[†]

KATO Saori[†]

Abstract This paper examines how changes in the economic structure following emancipation after the Civil War affected race relations in the State of Alabama, United States. Focusing on the new economic structure and the violence perpetrated by the Ku Klux Klan, it will show that the different economic and social circumstances of the white population also made a difference in how they interacted with the freed blacks.

1. はじめに

アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」と略記）において、南北戦争とその結果もたらされた奴隷解放が重要な歴史的出来事であるということに異論を唱える者はいないであろう。1861年から4年に及んだ南北間の内戦は、双方合わせて420万もの兵力が動員され、75万人から85万人にまで上る戦死者を出したと言われている。南部連合の敗北は、南部のみならず合衆国全体に利益をもたらしていた奴隷制の崩壊を意味し、当時およそ400万人もの奴隷化された人々が解放されることとなったのである¹⁾。

本稿は、アメリカの深南部に位置するアラバマ州に焦点を当て、南北戦争後の奴隷解放に伴う経済構造の変化が人種関係にどのように影響したのかを考察する。アラバマ州は地域によって人々の生活様式や人種別の人口動態が異なり、南北戦争前の時代には奴隷所有の有無、土地所有の有無によって白人集団内に階級的差異が生じており、時にこのような差異は当時大多数が奴隷にされていた黒人との関わり方にも影響を及ぼすものであった。地域的・階級的差異はしばしば白人集団間の軋轢を生む要素となったが、異なる背景を持つそれぞれの白人集団にとって南北戦争とそれに伴う奴隷解放の影響は決して一様ではなかったはずである。

とりわけ筆者が関心を寄せるのは、自由労働者としての

解放黒人の市場参入が人種関係にどのような影響を与えたのかということである。ここで、人種的に同じ「白人」であっても資産を持っているか否か、雇用する側か雇用される側かなど、経済的・社会的状況によって解放黒人との関わり方は様々であったはずである。南北戦争後の時代においても白人集団間の差異に目を向けることで、白人対黒人という単純な二項対立を廃し、より複雑な人種間の関係も明らかになるのではないだろうか。

そこで、本稿では奴隷解放に伴い導入された新しい労働体制が、旧奴隷所有・非所有の白人と解放黒人にどのような影響を及ぼしたのか、地域の特徴も踏まえて考察したいと思う。まず、第1章2節からは南北戦争後の再建期に関する先行研究を確認し課題を明らかにし、ここで、本稿が扱うアラバマ州の地理的特徴と、集団の分類方法についても説明する。続く第3章では新たに取り入れられた「シェア cropping 制」という労働体制と「収獲質入制」という信用制度に着目し、これらの制度が選ばれた経緯とその影響を論ずる。第4章では白人至上主義を掲げるテロ集団クー・クラックス・クランの活動に着目し、白人集団内の階級的差異または地域的差異がそのような集団への関わり方の差異にも反映されており、そのような白人集団の異なる動向に解放黒人も大いに影響されたことを示す。

[†] 愛知工業大学 基礎教育センター 総合教育教室（豊田市）

1・1 再建期に関する先行研究

アメリカにおける再建に関する歴史研究は同時代から 1950 年代まで主流であったダニング学派の解釈に始まる²⁾。ダニング学派の学説は再建の負の側面を強調し、解放黒人や共和党急進派によって腐敗がもたらされたとするものである。その後、1960 年代に発表され始めた歴史修正主義の流れの中では、ダニング学派が注視しなかった黒人に主たる視点を置き、再建期は進歩の時代であったとする解釈が生まれた。市民権運動が高揚した時代ということもあり、研究者たちには平等主義者としての使命感が明らかに見受けられ、それ故に人種という要素に重きを置きすぎるという偏りも否定できなかった³⁾。1970 年代になると、黒人の状況を全ては解決できなかったという市民権運動への懐疑から、再建の保守的側面を強調する歴史の書き換えに反発する学説が登場する。その後、1980 年代から現在に至っては、再建が果たした革命的側面に再び焦点を当てる傾向が強まっている⁴⁾。

1980 年代以降の代表的な研究者としてはエリック・フォーナーが挙げられる。フォーナーの著書『再建』は出版年が 1988 年と古いものの、南部再建史の学問体系の中では今なお強い影響力を持つ研究である⁵⁾。フォーナーはポスト・リヴィジョニズムの潮流の中で、再建の失敗と旧体制の復活にばかり焦点が当てられてきた点に異議を唱えた。南北戦争が南部に多大な破壊をもたらしたという根本的事実に立ち返り、特に戦後の経済構造の変化が南部白人と黒人双方に与えた影響の大きさを指摘している⁶⁾。フォーナーが『再建』で提示した課題は現在の再建史研究の基盤となっており、落合明子はその課題を次の四つにまとめている。「1) 南北戦争・再建期の変遷の過程をダイナミックに把握する視点の重視、2) 黒人の果たした役割の正当な評価及び彼らによる地域レベルの再建への注目、3) 北部白人、特に解放民局の果たした役割の再検討、4) 南部白人内の多様性」である。フォーナー以降、州・地域レベルでの事例研究が進められ、90 年代以降は特に再建期の全体像構築に向けた試みがなされている⁷⁾。より最近では、女性のみならず、従来の二項対立のカテゴリーに入らなかった下層白人やアメリカ先住民などに研究対象がより広がっていることに加え、前後の時代や他地域との相互関係性への着目から、再建の時代区分と「南部」の地域区分が揺らぐ傾向にある⁸⁾。扱うトピックも宗教、教育、北部人の果たした役割、囚人貸出制、再建の記憶など多岐に渡っており、再建にまつわる研究は今なお力強く進展しているのである⁹⁾。

本稿で扱うアラバマ州に焦点を当てた主要な先行研究としては、マイケル・W・フィッツジェラルドが南北戦争後から 1877 年の復権までの再建期を経済面に注視して分析した。フィッツジェラルドによれば、戦前の奴隷制に基づくプランテーションでの綿花生産体制という経済構造は白人の

階級間の分断を生んだ。このような分断は南北戦争後の州の経済政策をめぐる議論の中にも見受けられ、さらに、白人奴隷制解体後の黒人の運命にも多大な影響を及ぼしたと言う。白人集団内の差異や黒人の主体性を重視する姿勢はフォーナーから提示された課題を引き継ぐものである¹⁰⁾。

本稿では、経済的要素に目を向けたフォーナーとフィッツジェラルドの先行研究に依拠しつつ、アラバマ州の地域的差異も視野に入れて、戦後の経済構造の変化がそれぞれの集団間の関係にどのように影響を与えたのかを考察していきたい。

1・2 地理的特徴と人種別の人口動態

アラバマ州は地理的に七つの地域に分かれるが、土壌の質を含む地理的な特徴は、人々の社会的利益や娯楽の形、家屋の建て方などの生活様式、すなわちそれぞれの文化を規定する重要な要因であった¹¹⁾。

州北端にあるテネシー川流域地帯（以下、テネシー・バレーと記述）は肥沃な土地で、プランテーションと小規模農場を多く擁し、1860 年時点での人口における人種の割合は拮抗していた。その南に広がる山岳地帯には未開発の天然資源が豊富にあるものの、大規模なプランテーションには向かない地形であるため自給自足型の小規模農場が広まった。山岳地帯は人種割合では圧倒的に白人が多い地域、すなわち白人郡部が集中する地域であった。アラバマ州南部中央を占めるブラック・ベルトは、人口の大半を黒人奴隷が占める綿花プランテーション地帯であり、アラバマの富の大半を独占していた。ブラック・ベルトと山岳地帯に挟まれた山麓地帯は、両地域の緩衝材としての役割を果たしつつも、特徴的にはブラック・ベルトにより近い地域であった。ブラックベルトの南方にはワイヤーグラス地帯が広がり、その西部は杉林と肥沃な土地が入り混じり、ブラック・ベルト地方よりは少ないものの、大規模プランテーションも擁する。ワイヤーグラス地帯の南東部は土地がそこまで豊かではなく、定住者も散在していて奴隷人口はほとんどいない。最後に、南西端に位置するモービル郡はフランス系、スペイン系移民に入植された地域であり、州内最大の都市モービル市を擁し、州唯一の港を保有する点で隣接する他地域とは性格を異にしている¹²⁾。

1・3 主要集団の分類

本稿では、アラバマ州の主要集団を経済と人種という観点から次のように分類する。まず、白人集団については、奴隷所有の有無で大きく二つに分けることができる。奴隷所有層にあたるのは奴隷を多数所有するプランターであり、彼らは支配階級としてアラバマ州を経済と政治の両面で牽引した。奴隷所有の有無は、黒人奴隷の労働から富を築いた

アラバマ州北部テネシー・バレーと州南部中央のブラックベルトの白人プランターと、残りの大部分の白人人口を占めた奴隷を持たない白人小農たちの間に階級的違いを生んだのである。奴隷を所有しないその他の白人は、土地所有の有無によってさらに独立自営農民（以下、「ヨーマン」と表記）と下層白人の二つに分けることができる。土地を持つヨーマンは、州南北のプランテーション地帯に広く分布し、多様な穀物を栽培し畜産で生計を立てた。一方、土地を持たない下層白人は、州北部中央の山間部やその南の山岳地帯により多く見られ、しばしば農業労働者や借地農としてプランターや企業経営者のために働いた¹³⁾。ヨーマンと下層白人は白人集団の中間層と下層をそれぞれ占めていたが、独立自営農民と彼らが主導する政治システムを理想とする「ジャクソン主義」の信奉者、つまりは民主党支持者であり、「小さな政府」を好む点で同じ立場にあった¹⁴⁾。

黒人集団については、隷属の有無で自由黒人と黒人奴隷に大別される。奴隷州であったアラバマは言うまでもなく大量の黒人人口を擁していたが、近隣の諸州と比べて自由黒人の数は少なかった。南北戦争終結後の時点では自由黒人の数はたった 2,360 名であり、これはアラバマ州で解放された 43 万 9,000 名の元黒人奴隷の 0.5% にすぎない¹⁵⁾。自由黒人の多くは大工、鍛冶屋、床屋、レンガ石屋、靴屋、タバコ屋、小売店経営者、機械工、画家、石膏屋など多様な生計の立て方をしたが、アラバマ州黒人の大半は奴隷として農業に従事していた。黒人奴隷の中には、地域への卓越した貢献や奴隷主との関係、自身による買収によって隷属状態から解放されたり、あるいは奴隷のままであっても執事やホテル経営者などの特権的地位を得たりする者も時折いたが、一般的には奴隷であれば法的保護も宗教的加護もなく苦痛を強いられたのである¹⁶⁾。

2. 奴隷解放に伴う経済構造の変化

この章では、南北戦争の帰結としてもたらされた奴隷解放がアラバマ州を含む合衆国南部の経済に与えた影響の大きさを考察する。

2・2 南北戦争後の綿花生産

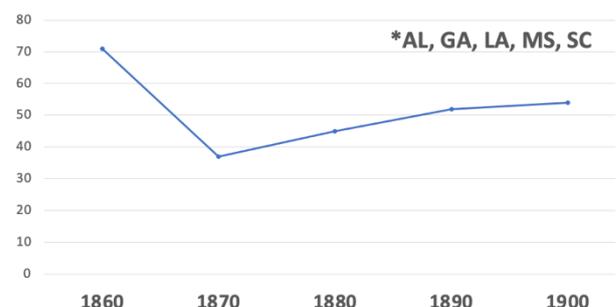
まず、1865 年 12 月 6 日に批准された合衆国憲法修正第 13 条のもと実行された奴隷解放は、それまで綿花プランテーションで回っていた合衆国南部経済、そして合衆国全体の経済にも大きな打撃を与えた。南北戦争前に隷属状態に置かれていた黒人人口はおおよそ 400 万人で、これは当時の合衆国総人口の 32.3% にあたる¹⁷⁾。400 万人もの奴隷の解放は労働力供給の減少を意味し、ここに戦争の破壊的影響も合わさることで、南部における綿花生産は大打撃を受けた。綿花主要生産地である南部 5 州（アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウスカロライナ、ジョージア）農村部

の一人当たり穀物生産収益は、1859 年から 10 年の間にほぼ半分に減少した。1859 年の生産収益を 100 とみなした場合、終戦直後の 1866 年の生産収益はその 30% にも届かず、1870 年代初期には 57% まで回復するも、その後は回復ペースが落ち、1878 から 1880 年のデータでは 63.5% に留まった。総じて戦後の生産力は戦前のレベルの 57-59% であり、世紀の変わり目に至るまでついに 1859 年の水準に戻ることはなかったのである(グラフ 1)¹⁸⁾。アラバマ州の綿花生産高の推移もほぼ同様の傾向にあった。1860 年の綿花生産高は 10 年でおおよそ半減し、その後徐々に回復していくも、1890 年代までは 1860 年の水準を下回り続けた(グラフ 2)¹⁹⁾。

ここで、綿花が南北戦争前は勿論のこと、戦後も価値のある商品作物であったことに留意しておきたい。20 世紀初頭のアメリカ合衆国南部では奴隷制に基づく綿作モノカルチャー経済が成立していたが、1850 年に南部に存在したプランテーション総数およそ 10 万のうち、73% は綿花プランテーションであったし、同年の農業就業奴隷数 250 万人のうち、72% が綿作に集中していた²⁰⁾。また、戦前の貿易取引の内訳を見れば、1820 年から南北戦争前夜の 1859 年まで、アメリカの国産品輸出総額に占める綿花の比率は 44 から 65% である。さらに、同期間の輸入総額と綿花輸出額を比べてみると、綿花輸出額は常に輸入総額の 30 から 60% を支払えるほどであった。「綿花王」の名が示すように、綿花は合衆国南部のみならず、合衆国全体の経済発展に多大な貢献をしていたのである²¹⁾。

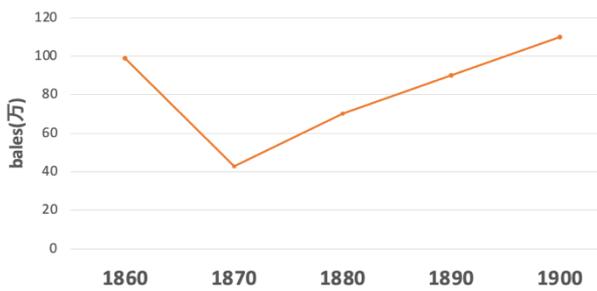
このように、南部で生産された綿花の大半は国外市場へ流れていたが、南北戦争が勃発すると、綿花の生産高と同様に輸出高も急降下することになる。1861 から 1865 年の綿花輸出は 1860 年の輸出高の 0.2-0.6% まで激減し、1860 年の水準に達するのは 1880 年になってからであった²²⁾。留意すべきは、市場への綿花供給が突然停止したことで綿花価格は対照的に跳ね上がった点である。1860 年の綿花価格は 1 ポンドあたり 11 セントであったが、南北戦争期間中は 31 セントから 1 ドル 1 セントの範囲で大きく上下し、その後も 1870 年台半ばまでは 1860 年の価格を常に上回っていた(グラフ 3)²³⁾。

グラフ 1: 綿花主要生産地南部 5 州*の一人当たり生産高(\$)



出典: Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 10

グラフ 2: アラバマ綿花生産量 (1860-1900)



出典: Fleming, *Civil War*, p.804 "Cotton Production in Alabama, 1860-1900"より作成。

グラフ 3: ニューヨーク市場における綿花価格の推移 (1860-1880)



出典: アメリカ合衆国商務省編、『アメリカ歴史統計』I、208-209 頁より作成。

綿花生産量の激減と戦争直後に依然として高かった綿花の市場価値が示すものは、綿花生産の一刻も早い回復が、南部だけでなく合衆国全体にとっての急務であった事実である。解放黒人たちが働かなくなり生産活動が止まることを恐れたのは、南部諸州で引き続き支配層として君臨した白人プランターだけではなかった。綿花収益の落ち込みは、綿花輸出による貿易利益に依存していた連邦政府、南部に資本を投資する北部企業家たち双方にも不利益をもたらすものだったからである²⁴⁾。

2・3 新しい労働体制の模索

連邦軍の将軍や士官たちは農村地域まで奴隷解放政策を行き渡らせると同時に、その影響を最小限にして社会を機能させなくてはならなかった。このような任務にあたったのは1865年3月に連邦政府陸軍省内に設立された解放民局である²⁵⁾。

できる限り奴隷制に近い強制を伴った集団的労働体制の維持を望んだ、戦前からの白人プランター・エリートたちを前に、解放民局は新たな雇用主であるプランターと働き手である解放黒人の間で労働契約を結ぶことを促した。戦争終結直後の労働契約では解放黒人の報酬は収穫物で賄われており、その分け前はわずか10分の1から4分の1ほどで

あった。1866年になると貨幣での支払いが出現し、「賃労働制プランテーション」へと移行していくものの、この新しい労働体制は白人プランターにとっても解放黒人にとっても納得のいくものとは言えなかった。まず、賃労働制は奴隷制と実質的に大差ないものであったが、戦後の経済状況が災いしてプランターが得られる利益は限られていた。奴隷解放後の労働価値の上昇により1866年と67年の賃金レベルが相対的に高くなったことに加え、戦時に蓄積されていた綿花が市場に出たことで綿花はたちまち値崩れを起こしていたのである。さらに、南部全体で見られた戦後の貨幣不足という要素も加わり、雇用主であるプランターはその気があったとしてもしばしば賃金を貨幣で支払うことができず、支払いが遅延したり、依然として穀物などの現物が代替的に支払いに充てられたりしていたのである。他方、おしなべて解放黒人たちは賃労働制を好まなかった。当初、解放黒人たちの再奴隷化を防ぐために打ち出されにもかかわらず、賃労働制は奴隷制下での労働と酷似していた。以前と同じ旧奴隷主の屋敷に隣接する奴隷小屋に住み、戦前と同じ白人監督官の下で「組」労働に従事する点で、その労働形態は奴隷制プランテーションの代替にしか過ぎなかったのである²⁶⁾。

元奴隷主の白人プランターたちの懸念はいかにして解放黒人を働かせるかということであった。1865年から66年にかけて、プランテーションでは労働力不足が深刻化していた。主に解放黒人たちが、土地所有の可能性に望みを持ち、雇用主に搾取されるしかない賃労働者となることを拒否したためであった。これを受けて、南部諸州の白人プランターたちは、解放黒人を働かせるための法的措置を実行するよう州議会や州政府に働きかけた。このような法的措置はブラック・コード(Black Code)と呼ばれ、アラバマ州におけるブラック・コードは、「浮浪者取締法(vagrancy law)」と「労働者誘致禁止法(a law against the 'enticement' of laborers)」を二本柱としていた。前者は、正当な理由なく労働契約に反する行動をとる労働者も「浮浪者」とみなし、違反者には50ドルの罰金と裁判費用の支払いが科され、判事には罰金を支払わせるために最長6ヶ月違反者を雇って働かせる権限が与えられた。さらに、放浪者を逮捕した者には5ドルの報奨金が与えられたのに対し、違反者はその年の賃金を受け取れないことに加え、39回までのむち打ちも許可されていた。後者は、既に労働契約を結んでいる労働者を雇ったり、引き抜いたり、勤め先を変えるようそそのかしたりすることを違法としたもので、違反者には50から200ドルの罰金が科された。これらの法は、雇用主の意向にそぐわない労働者に圧倒的に不利に働いたのである。そして、解放民局とブラック・コードによる合法的な手段が失敗した時には暴力が用いられた²⁷⁾。

白人プランターたちの目論見とは裏腹に、賃労働制によっ

て集団労働をさせる試みは失敗した。既に述べた労働力不足に加え、1865年から67年まで続いた不作、国際市場での綿花需給と価格の不安定化、1868年の急進派州議会による農業労働者への先取特権付与といった要素も影響して、1869年ごろまでに賃労働制はほぼ姿を消していた。プランター階級は労働体制に妥協せざるを得なくなったのである²⁸⁾。賃労働制導入の失敗は、解放黒人たちが雇用主である白人プランターに対して交渉の余地があることを示していた。綿花は戦後も依然として価値ある商品作物であったということは、奴隷制下で綿花生産を一挙に担っていた黒人労働者たちの価値も同様に高いままであったということである。確かに、解放黒人たちは解放直後で経済的自立を叶える個人資本を持たない状況にあって、白人プランターの土地を耕作するしか生計を立てる道がなかった。とはいえ、働き手のいない土地は連邦軍に差し押さえられる可能性があったため、白人プランターたちもまた黒人労働者を雇用するしか方法がなかったのである²⁹⁾。

2・4 シェアクロッピング制の導入

プランターたちが打開策としてたどり着いたのは、土地を細かい区画に分けて、各区画を1家族に割り当て、収穫量の何割かを労働の対価として与える、シェアクロッピング制であった。ここにおいて解放黒人に対して行われた最大の譲歩は集団労働の廃止である。プランターたちが恐れたのは解放黒人が白人の監視外に置かれることで、白人の支配力が喪失されることだった。白人の支配力がある程度維持したまま、白人の監視下での労働を拒否する解放黒人たちの望みに沿うために、プランターたちはプランテーション内の奴隷居住区を解体し、敷地内に散在して家族単位で住むことを許したのである。黒人への譲歩をせざるを得なかったプランターの心情の一端は、当時の地方紙に見ることができる。『セルマ・サザン・アーガス』紙は、シェアクロッピングが経営者になりたい解放黒人への不本意な譲歩であり、目標や利益を同じくした自発的なものではないと報じた。また、『モンゴメリー・アドバタイザー』紙は、黒人にさらなる自由を許すことになる土地貸しに反対し、黒人のさらなる自治への要求を呑むくらいなら綿花を諦めて生産作物を多様化させるべきとさえ訴えたのである³⁰⁾。1865年末までに既に採用され始めていたシェアクロッピング制は、1870年までには南部各地に急速に普及していった。労働力不足で管理の行き届かなくなった大規模な農場は分割され、規模の小さい農場の数の増加が見られた(表1)。1880年時点で南部綿花主要生産地5州の農場の51.4%はテナント経営されており、そのうち約72%がシェアクロッピングを採用していた。また、人種別の内訳ではシェアクロッピングを採用する農場のおよそ55%が黒人によって経営さ

れていた³¹⁾(表2)。

表1：アラバマ州における農場規模別の農場数の推移(1860-1870年)

農場規模	農場数	
	1860年	1870年
3～10エーカー未満	1,409	4,491
10～20エーカー未満	4,379	9,128
20～50エーカー未満	26,541	16,049
50～100エーカー未満	12,060	14,003
100～500エーカー未満	13,455	11,719
500～1,000エーカー未満	2,016	1,194
1,000エーカー以上	696	306

出典：the 1880 Tenth Census of Agriculture より作成³²⁾。

表2：南部綿花主要生産州の経営形態別農場分布(1880年)

	全体	黒人	白人
自主経営	48.6%	7.3%	41.3%
テナント経営	51.4%	29.9%	21.4%
借地農	14.4%	9.6%	4.8%
シェアクロッピン	37.0%	20.3%	16.6%

出典：Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 69, 84の表より作成。

ここで、シェアクロッピング制を長期的に分析するならば、戦後の南部農業の多角的経営の試みが挫折し、従来の綿作モノカルチャーへ戻ってしまった点、黒人の経済的自立が結局実現しなかった点で、その成果には疑問を持たざるを得ないだろう。事実、シェアクロッピング制において将来を見越した資本投資がされることはなかった。大概が1年契約であったため、雇用主も小作人も次の年の利益まで視野に入れることがなかったし、また、生産計画の決定権や収穫物の売却は引き続き地主や商人が担ったため、非熟練労働者が新しい技能を身につけて経済的に向上するような機会も与えられなかったのである³³⁾。

それでも、シェアクロッピング制への移行は、解放黒人が停滞や過去への後退というよりかは、むしろ、「妥協」という名の前進を果たしたことを示している³⁴⁾。まず、白人の監視の下で行われる集団労働が廃されたことで、プランターの黒人への支配力は低下した。土地の所有権と支配は戦後もプランターが担ったが、労働者自体の所有権と支配は最早彼らの手元にはなかった。雇用主に従属する賃労働とは異なり、シェアクロッパーは共同ベンチャー・ビジネスにおける地主のパートナーであると認識された。解放黒人はシ

シェアクロッピング制によって、個人の自由裁量、尊厳、自尊心を得ることができたのである³⁵⁾。

解放黒人たちは解放民局からの保護と自身の労働者としての経済的価値をもって、旧プランテーション体制の終焉を叶えた。初期には 4 分の 1 程度しかなかった収穫物の分け前が、1868 年初期には最大 2 分の 1 まで上昇していたことは、解放黒人たちが白人雇用主からより良い労働条件を引き出せる経済的価値と交渉スキルを持ち得たことを示している³⁶⁾。賃労働制では性別と年齢を基に決められた賃金よりも多く支払われることはなかったが、シェアクロッピングならば上げた収益に比例して分け前も増加した。1880 年の黒人の土地所有者、借地人、シェアクロッパーの中で、非識字者の割合が最も低かったのはシェアクロッパーであるが、このことが示すのは平均以上の技能を持つ黒人にとってシェアクロッピングが相対的に魅力的な選択肢であったという事実である³⁷⁾。

また、短期的にはあるが、シェアクロッピング制は実際に黒人の経済状況を改善するものでもあった。ロジャー・ランサムとリチャード・サッチが行った、1859 年の黒人奴隷と 1879 年の黒人シェアクロッパーの推定収入比較分析によれば、収穫物の分け前は 22% から 56% に増え、物的収入 (material income) は 29% ほど上昇していた (表 3)。加えて、解放黒人たちはテナント経営の中でも敢えて借地農ではなくシェアクロッピングを選択していた。借地農の耕地面積、1 エーカーごとの収穫物価値、賃料、年収はシェアクロッピングと大差なかったため、より自立性を叶えるシェアクロッピングがより好まれたのである³⁸⁾ (表 4)。

表 3：南北戦争前後の一人当たり生産高と物的収入
(南部綿花主要生産州)

	1859年 大プランテーション*	1879年 黒人シェア クロッパー 家族経営農場	増減率
一人当たりの合計:	\$147.93	\$74.03	-50%
労働生産高	\$78.78	\$41.39	#####
物的収入	\$32.12	\$41.39	29%
合計生産高に占める割合			
労働生産高	53.3%	55.9%	4.9%
物的収入	21.7%	55.9%	157.6%

*51名以上の奴隷を所有するプランテーションとする

出典：Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 5 の表より作成。

表 4：黒人による家族経営の借地とシェアクロッピングの生産性比較 (南部綿花主要生産州：1880 年)

	黒人による小規模家族経営農場	
	借地	シェアクロッピング
労働者一人当たりの耕作面積 (エーカー)	7.25	8.01
1 エーカー当たりの収益 (ドル)	14.26	13.30
1 エーカー当たりの地主の賃貸収入 (ドル)	5.87	5.87
労働者一人当たりの年収 (ドル)	60.83	59.51

(出典：Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 100 の表より作成。)

シェアクロッピング体制は解放黒人だけでなく白人小農、とりわけより下層に属す白人の間でも広まった。白人小農には経済的に中間層のヨーマンと下層の下層白人とがおり、彼らはアラバマ州北部のテネシー・バレーと山岳地帯に集中していた。戦後、綿花価格の上昇とそれに伴う綿作の広まりにより、これら州北部白人小農の多くも綿花市場へ参入することになったのである。中間層であるヨーマンへの奴隷解放の影響は最小であったため、奴隷主になるという彼らの野望が叶うことはもはやないものの、以前と同じように土地を保持し独立自営農業に従事することができたと言う。1880 年の段階で南部綿花主要生産州の家族経営型農場のうち 28% は、50 エーカー未満の土地を所有する戦前からの白人ヨーマンまたは彼らの後継者であったと見られる。一方で、下層白人の中にはシェアクロッピングへ参入する者が多くおり、ランサムとサッチはテナント経営の広まりと労働力不足により経済状況を改善した者もいたことを示唆している。1880 年の南部綿花主要生産州で、白人の農業従事者の 34% はテナント経営に従事しており、テナント経営者のほぼ 8 割はシェアクロッパーであった³⁹⁾ (表 2)。

とはいえ、シェアクロッピングが黒人と同様に下層白人にとっても「前進」であったかどうかは疑いの余地が残る。1870 年から下落し始めた綿花価格により、テネシー・バレーには 1870 年代に、山岳地帯には 1880 年代に、経済的苦境が訪れた。無論、綿花価格下落は黒人小農にも等しく経済的打撃を与えたが、下層白人は収入の減少に加えて、ジャクソン主義という自らの信条が実行できない危機にも直面したのではないだろうか。中間層のヨーマンと同じように独立自営農民を理想とするプア・ホワイトにとっては、自給自足型農業から借地農やシェアクロッピングへの移行は「自治」の領域が狭まることを意味した。自給自足型経済で回っ

ていた白人小農社会は、奴隷制が廃止されたことで資本主義経済という市場の力の侵略を受けることになったのである。下層白人は雇用主に依存する賃金労働や、次に述べる新たな信用制度を受け入れることで、ジャクソン主義の理想から遠ざかってしまったのである⁴⁰⁾。

2・5 収穫質入制の導入

奴隷制に変わる新たな労働体制は南部経済の様相を大きく変えることになったが、その影響の受け方は白人の中でも経済的階層によってばらつきがあった。ここでは、シェアクロッピング制と同時期に導入され、戦後の経済構造に影響を及ぼした重要な要素である「クローピング・リエン収穫質入制」と呼ばれた信用制度に焦点を当てて、白人集団内の経験の違いを見ていきたい。

収穫質入制は、収穫前の商品作物を債務の担保にする収穫質入法に基づいており、貨幣不足が深刻化した戦後の南部諸州で浸透しつつあった。アラバマ州議会で同法が可決されたのは1866年初めであり、テナント農民はこの制度を利用することで収穫期までの食料、道具、家畜を確保することができ、プランターないし商人は農民から余分に収益を引き出すことができた。当初、収穫質入制の導入によってより恩恵を受けたのは農村部の商人で、北部の卸売・製造業者と取引をしていた彼らは、プランターに比べて資金調達に苦勞をせずに済んだ。収穫質入制度によってテナント農民への信用貸しに参入することで、商人はシェアクロッピングでテナント農民と契約をしていたプランターと同様の支配的地位へと上昇していくのだった。他方、テナント農民からすれば、自らの労働から余剰の収益を得ようとする存在が、プランターと商人の二者に増えることになった。とりわけ商人が幅を利かせたのは、州北部山岳地帯においてであった。1870年代から綿花生産が広まると、同地は収穫質入法を用いた商取引のための新たな市場となり、解放黒人ではなく白人小農が商人の契約相手になったのである⁴¹⁾。

白人小農が本格的に綿花市場に参入することは、自給自足型経済で回っていた白人小農社会に、資本主義経済という市場の力を侵入させることを意味した。黒人と同じようにテナント農民として働く下層白人はもちろん、中間層のヨーマンも収穫質入制という信用貸しシステムを受け入れることで、商品取引を請け負う商人への依存を強めていくのである。1870年から綿花価格が下落し始めて経済的に苦しくなると、商人への依存傾向は強まり、白人小農は徐々にジャクソン主義の理想から遠ざかっていくのであった⁴²⁾。

収穫質入制度の利用をめぐるのは、利益を確保したい商人と、商人と小農が取引をすることで自身の小農への支配力が弱まることを懸念したプランターの間で対立が生じていたが、結局、商人がプランターに勝つことはできなかった。

1871年3月と1875年の法改正で、テナントとの取引においてプランターが商人よりも優先されるようになると、商人はもはやプランテーションにいる黒人テナントとは取引できなくなった。とりわけ、州南部ブラック・ベルトでは、プランターが所有地内に黒人テナント用の店を開いて商人を兼業することで専業商人を淘汰していった。他方、プランター不在の州北部では商人は生き残り、やがて地主を兼業することで白人テナントへの支配力を強めていった⁴³⁾。

戦前の政治・経済を支配した州南部ブラック・ベルトの富裕層であるプランター・エリートの多くが、南北戦争を経て没落しなかったことにも触れておきたい。社会学者ジョナサン・ウィーナーによれば、ブラック・ベルト地域西側の5郡(サムター、グリーン、ヘイル、マレンゴ、ペリー)で、1850年時点のプランター・エリート236家族のうち、1860年にも同じ地位に留まっていたのは110家族であり、10年後の1870年には101家族だった⁴⁴⁾。旧奴隷主であるプランター階級は、南北戦争を経て連邦レベルの影響力は削がれたものの、南部においては土地という経済的基盤を保持して支配階級に留まった。プランター階級の支配力の根源にあったのが大量の黒人奴隷ではなく所有する土地にあったという点で、急進派による南部再建で土地の再配分を実行できなかったことの意味は大きい。土地獲得の機会が平等に与えられないままに、黒人も下層白人の大多数は経済的最下層に留め置かれたのであった⁴⁵⁾。

3. 初期 KKK

この章では南北戦争後に組織化された秘密結社クー・クラックス・クラン(以下、KKKと略記)に焦点を当て、その活動が参加者の階級と地域ごとに異なる様相を見せていたことを明らかにしたい。

3・1 テネシー州での結成

KKKとは、南北戦争後にアメリカ南部で組織された秘密結社であり、白人至上主義を是とするアメリカの極右団体として理解される。KKKが活発化した時期は三つに分けることができ、ここでは浜本の時代区分を参考にしたい。第一期は南北戦争後の1866年から71年まで、第二期は1915年から29年ごろまで、第三期は1950年代から80年代までとし、本稿では第一期の初期KKKについて取り扱う。初期KKKは南北戦後に旧南部連合軍の兵士を基に結成され、その活動は戦争に勝利した北部ないし連邦政府による南部占領政策への反発として現れた⁴⁶⁾。

初期KKK誕生の地は境界州にあたるテネシー州プラスキーである。1866年夏から秋にかけて会員数を伸ばし、翌年の春に召集された会合でネイサン・ベッドフォード・フォレストがKKKの最高位「大魔法使い」に就任することで実態化していった。クランの標的は専ら解放黒人であったが、活

動目的は黒人差別や奴隷廃止への反発というよりはむしろ、南部白人の権益確保にあった。KKK による黒人犠牲者はしばしば、黒人選挙権の実現に際して組織化された黒人連帯結社「ユニオン・リーグ」と関わりがあると疑われた者で、その活動に携わった北部出身の白人共和党員も同様に被害に遭う可能性があった。組織は周りの南部諸州へも広まっていき。南部全体で主に解放黒人を標的とするリンチや殺人、侮辱が横行したのである⁴⁷⁾。

3・2 アラバマ州への広まり

テネシー州プラスキで誕生した KKK が地理的に近いアラバマ州北部に流入したのは 1867 年とされ、その後州内各地へ広まっていった。急進派による新憲法を批准し、共和党の州政府を発足させた翌年 2 月 4 日の州選挙の後に最大の盛り上がりを見せたように、誕生の要因は政治的なものであった⁴⁸⁾。とりわけ黒人選挙権付が認められてから活発化し、南部白人と黒人の関係悪化や黒人による支配を促すものとしてユニオン・リーグの動向を注視していた。主な標的となったのは共和党を支持する黒人と白人であり、KKK の活動地域では共和党支持票が激減し、共和党公職保持者は辞任に追い込まれることもあった⁴⁹⁾。ある意味、KKK による暴力行為の横行は北部が提示した戦後処理への南部の答えであって、北部が再建を通して南部人の心を掴むことに失敗したことを示していたのである。

アラバマ州で KKK の活動が活発だったのは州北部全体と州西部の一部である。州西部では、特にブラック・ベルトのサムター郡とグリーン郡、山麓地帯のタスカルーサ郡と山岳地帯のファイエット郡で KKK が活発化した⁵⁰⁾。たとえば、グリーン郡では 1870 年初期に暴力行為が頻発していた。3 ヶ月で殺人事件が 7 件起き、黒人学校が焼き払われ、そこで働く教師たちも出て行かざるをえない状況に追い込まれていたのである。殺人事件の犠牲者となったのは貧しく無名の解放黒人であったが、1870 年 3 月末にはついに白人の犠牲者も出た。共和党員の白人アレクザンダー・ポイドはグリーン郡の中心都市ユートーの法務官を務め、地元の黒人とも政治的関わりがあった。3 月 31 日の夜、紛争した 30 から 40 名の男性が馬に乗ってポイドの滞在するホテルに乗り込み、銃弾を浴びせて殺害した。紛争した男たちはその後裁判所の広場で叫びながら馬を乗り回し夜の闇に消えていったとされる⁵¹⁾。

KKK は戦後にいきなり現れた真新しいものというよりは、もともと慣習として各地域に根付いていた人種暴力が本格的に組織化されたものであった。組織の前身は奴隷制期の地元白人による奴隷パトロールや自警団であるが、南北戦争とその後の占領政策の影響を受けて誕生した KKK は、誰が活動を牽引したかという点でそれまでの人種暴力と異な

っていた。奴隷制期の奴隷パトロールや自警団を担ったのはそこまで財産を持たない中下層の白人であったが、戦後の KKK 活動は旧白人エリート層主導のもと始まったのである。これには戦前の白人富裕層の経済的没落が影響している。前述したように、ブラック・ベルトにおいては戦前のプランター・エリート家庭の多くが戦後にも依然として支配階級に留まったが、南北戦争の激戦地となった州北部テネシー・バレーの白人富裕層の多くは異なる経験をした。南北戦争の帰結は弁護士、新聞編集者、プランターといった戦前の白人富裕層を困窮化させ、彼らは自らを貧困に陥れた北部とその支持者に激怒し、しばしば自らも参加者となって KKK の非合法活動を牽引したのである⁵²⁾。

フィッツジェラルドによれば、夜襲を率いたのはメンバーよりわずかに年齢が高く経済的に豊かな者だったが、プランターやその息子たちはめったにいなかった。KKK の夜襲に参加したとされる個人のうち、1870 年の国勢調査で身元が判明した 90 名ほどのほとんどは南部出身の農民か農業労働者で、小規模農場主かそのような家庭の息子だった。彼らのうち半数以上は土地を持っておらず、約 40%は何の財産も持っていなかったように、これらの人々は同じように財産を持たない解放黒人と経済的な競争関係にあったのである⁵³⁾。

前述の「大魔法使い」フォレストは 1868 年の後半か 1869 年の初めまでに組織を解散したとしているが、各地域の KKK 団体はテネシー州の KKK から独立して運営されていたため、活動は継続した⁵⁴⁾。同じ頃、活動の主導はエリート層ではなく下層の人々が担うようになったとされる。1869 年 2 月にある元 KKK メンバーは、アラバマ州の KKK 発祥の地であるテネシー・バレーのアーセنزで、暴力の收拾がつかなくなっていると語った。白人エリートはもはや KKK の牽引者として機能しておらず、暴力行為の白人中下層への蔓延は止まらなくなっていたのである⁵⁵⁾。

3・3 階級・地域ごとに異なる KKK 活動の様相

ブラック・ベルトとその他の地域では KKK 参加者の社会基盤が異なることが先行研究で指摘されてきた。フレミングによれば、ブラック・ベルトではプランター層が KKK の活動を牽引していた。地元有力者の白人プランターたちは、プランテーションで働く黒人労働力が必要不可欠であったため、黒人労働者を仕事に駆り出し途中で中断することがないように、あるいは彼らがプランテーションから逃亡しないように、KKK の脅威を利用していたのである⁵⁶⁾。マレンゴ郡のプランターであり、デモポリス市長でもあるウィリアム・B・ジョーンズの証言によれば、KKK の目的は郡から労働力である黒人が去ることを防ぐためであった。サムター郡に住む黒人が集団で移住しようとした際に、扮装し

た男たちがやってきて、もし移住を敢行すれば途中で殺されることになる」と告げた。黒人労働者を追い出すためではなく、取り逃さないために強迫行為が行われたのである⁵⁷⁾。

他方、ブラック・ベルト外部の白人郡部におけるテロ活動は様相が異なる。下層白人の参加者が多く含まれていた上、土地から黒人を追い出して白人小農に土地を開くことに目的を置いていたからである⁵⁸⁾。例えば、アラバマ州北部はKKKによるテロ活動が活発に見られた地域であるが、この地域は小麦の生産地帯であるがゆえに綿花プランテーションのように集団労働を必要とせず、労働市場における黒人労働者の価値は相対的に低かったと見られる⁵⁹⁾。

奴隷解放はそれまで黒人よりもかろうじて上位に置かれていた下層白人たちと経済的衰退を経験した中間層の白人たちの社会・経済的地位を揺るがすものでもあった。奴隷を所有していなかった中下層の白人小農たちは戦後の新しく構築された社会環境で安全な地位に身を置くために、解放黒人との人種差別化を図ることに懸命になった。経済的には黒人と同じく白人プランターに搾取される立場に置かれたにもかかわらず、白人小農たちは黒人でなく、同じ人種である白人プランターの側につくことで自らの社会的地位を守ろうとしたのである⁶⁰⁾。

戦後においても黒人労働者の経済的価値は高いままであったが、雇う側のプランターとは異なり、雇われる側の中下層の白人にとっては自らの職を奪いかねない競争相手であった。白人郡部では黒人を競争相手とみなした下層白人からの敵意により、黒人の居住は困難なものになった。巡回裁判所判事ウィリアム・S・マッドは自身が管轄する地区の白人住民について次のように述べた。「彼ら[白人住民]は黒人と接触することを望んでいません。土地を自分たちで耕し、白人だけの社会を持ちたいと思っています⁶¹⁾。」州北部に派遣された連邦軍のサミュエル・W・クロウフォード将軍も同様に、山岳地帯の富や不動産を持っていない階級の白人が競争相手である黒人に敵意を持っているとし、反対に働き手が欲しいプランターは黒人に対する敵意を持っていないと証言した⁶²⁾。

興味深いのは、同じ地域の中の下層富裕層とそうではない層の白人の利害関係である。KKKによる夜襲は必ずしもその土地の富裕層の利益にならなかった。州北部でとりわけ黒人労働者を追い出すことを目的とした夜襲が起きていたことはすでに述べたが、このような黒人への敵意は白人郡部に限ったことではなく、下層白人がいるところではどこでも散見された。たとえば、ブラック・ベルトの北に位置する山麓地帯のタラプーサ郡では、KKKからの圧力により黒人たちは南方のリー郡オペリカや他のブラック・ベルトの郡部へ脱出せざるを得なくなった。同郡のプランターであるジョン・J・ホリーによれば、KKKによる夜襲によっ

て黒人が追い出されたことで、戦前に裕福だった多くの人が黒人労働者を獲得できなくなっていたという⁶³⁾。

反対に、経済的利益が一致するときにはプランターと中下層白人が同じようにKKKを支持することもあり得た。タラプーサの白人プランターのダニエル・テイラーが家畜を盗んで殺してしまう黒人に対する不満が上がっていると証言したように、1868年までに土地を持つ白人の間では解放黒人による小規模の窃盗が問題視されていた。とうもろこし、綿花、豚、羊、やぎ、牛といった様々なものが盗まれたが、より深刻だったのは農民の生計を支える家畜の窃盗であった。当時、家畜は放し飼い状態で森の中をあちこち這い回ってしまうため、盗まれないよう見張る者が必要とされたのである。夜の闇に紛れて盗みを働く犯人を捕まえ罰することは困難を極めたため、多くのプランターはKKKによる新たな形式の夜間パトロールを小規模な窃盗や契約違反を罰するための手段として歓迎した⁶⁴⁾。

とはいえ、結局のところ、大規模農場主であるプランターは黒人労働力に依存していた。自身が雇う黒人が盗みを犯した場合、プランター中には働き手を失う損失を優先してあえて通報しないという選択をとる者もいた。労働不足が深刻になる中、勤勉な黒人労働者を夜襲の恐怖で逃すわけには行かなかったからである。それに対して、小規模農場主やテナント農民の白人にとっては、黒人労働者を脅迫したり実際に暴力を行使したりすることでその土地から追い出すことになっても自らの損害にはならなかった。むしろ、競争相手がいなくなるという点ではより望ましいことだったのではないだろうか⁶⁵⁾。

3・4 解放黒人によるKKKへの対応

最後に、解放奴隷たちがKKKによる夜襲のようなテロ行為に対しどのように行動したかについても言及しておきたい。

シェアクロッピング制へと移行する際に、旧奴隷居住区が解体され、解放黒人の家族が敷地内に散在して住むようになったことはすでに述べたが、居住地の変化は白人の監視下で働きたくないという解放黒人たちの望みの実現した一方で、黒人集団としてまとまった連帯が取りづらくなり、とりわけ夜襲に対して弱くなるという負の側面も持っていた⁶⁶⁾。

KKK活動が横行する中で、解放黒人にできることは限られていた。KKKに参加する白人には南北戦争での従軍経験がある者で、武力衝突になってしまえば、戦闘経験と数の双方の面で解放黒人が勝てる見込みはなかった。共和党の影響力が盤石ではないゆえに州政府はKKKや似たような団体を効果的に取り締まることができず、解放黒人は自衛しつつテロ行為をやり過ごす他なかったのである⁶⁷⁾。たとえば、

事前に武力行使を「ほめかす」という予防的な自衛手段がしばしば試みられた。ブラックベルト西部のサムター郡ではユニオン・リーグ指導者のアダム・ケナードが州知事に向けて、自由黒人の身の安全のために防衛策を講じないのであれば戦闘に打って出るという旨の電報を送りつけた⁶⁸⁾。とはいえ、解放黒人にとって武器を持つという行為はそれだけで暴力沙汰に発展するリスクを伴うものであった。州下院の黒人議員リチャード・パークは元主人から自衛のために銃を借りて集会に臨んだのだが、黒人の武装は地元の白人民衆の警戒心を大いに刺激し、後にパークは 50 名ほどからなる集団に殺害されてしまったのである⁶⁹⁾。

テロ行為の被害に遭いそうな土地を離れるというのも選択肢の一つであった。かつて奴隷主の土地に縛られていた解放黒人にとって、「移動の自由」は獲得した新しい地位の象徴であったが、彼らは暴力から逃れるために移動の自由を行使したのである⁷⁰⁾。KKK の非合法活動が横行する中で、ブラック・ベルトは黒人にとって比較的 안전한土地だと認識されていた。プランターはプランテーションの収益を上げるために黒人労働者を欲していたし、黒人労働力が豊富で利益を上げているうちは黒人を追い払いかねない暴力を行使する必要もおそらくなかったからである。身の安全を最優先した黒人労働者たちは、財産を所有できる機会がより多くあるが KKK が活発な州北部ではなく、財産所有の機会がより少ないが KKK の活動の頻度が低いブラック・ベルト地帯を選ぶ傾向にあった。1860 年からの 10 年でブラック・ベルトの黒人人口が 3 万人も増加したことが示すように、大半の黒人は平和に暮らせて安全に投票ができる環境を優先したのである⁷¹⁾。

4. むすびにかえて

南北戦争後も南部社会と合衆国全体にとって綿花生産が経済的に重要な位置を占めたことは、戦前から奴隷として使役されていた解放黒人の経済的価値が戦後も依然として

高いことを示していた。新たな労働体制として導入されたシェアクロッピング制は、始まった当初は解放黒人にとって自治の領域を広げうる手段であった一方で、自給自足型農業をしていた白人にとっては、自治の領域が狭まるという点で相対的な衰退を意味した。さらに、解放黒人と同じ労働市場の中で競わなければならないという状況に追い込まれ、経済的下降だけでなく社会的下降も経験することになったのである。白人集団間の経済状況の違いは、KKK が横行する状況の中で解放黒人への暴力の形態の違いにも結びついた。ブラック・ベルトで大規模農場を運営する白人プランターにとって、黒人は貴重な労働力であり、KKK の恐怖は主に黒人労働者を土地から逃がさないために利用された。反対に、黒人労働者と競争せざるを得なくなった中下層の白人が多くいた州北部や州西部では、黒人労働者をその土地から追い出すために KKK の活動が利用されたのだった。無論、KKK の活動目的には政治的側面が強いのは事実であるが、同時に経済的な側面も見逃すべきではないのである。白人集団の地域的・階級的特徴によって暴力の様相が異なることは解放黒人の行動にも大きく影響を与えた。解放黒人は脅迫と暴力に日常的にさらされながらも、武力行使をほめかすことで自衛策を講じたり、より安全な土地を目指して州内を移動したりすることで少しでも多くの自由を行使できる道を探っていたのである。経済状況の異なる白人集団が自らの目的に沿って主体的に行動したが、このような主体性は限られた選択肢の中で自由を模索した解放黒人の中にも見出すことができるのである。

(受理 令和 7 年 3 月 19 日)

注

- 1) 清水知久、高橋章、富田虎男『アメリカ史研究入門』(東京: 山川出版社、1974 年)、165 頁; Ira Berlin, *The Long Emancipation: The Demise of Slavery in the United States* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2015), 159, 174.
- 2) ダニング学派の主要な文献をいくつか挙げておく。William A. Dunning, *Reconstruction, Political and Economic 1865-1877* (1907, rep. New York: Harper & Row, 1962); Walter L. Fleming, *The Sequel of Appomattox* (New Haven, CT: Yale University Press, 1919); Claude G. Bowers, *The Tragic Era: The Revolution after Lincoln* (New York: Halcyon House,

1929).

- 3) リヴィジョニズムの代表的文献としてはピーター・コルチンやジェームズ・M・マクファーソン、C・ヴァン・ウッドワードのものがある Woodward, *Origins*; James M. McPherson, *The Struggle for Equality: Abolitionists and the Negro in the Civil War and Reconstruction* (Princeton, 1964); Peter Kolchin, *First Freedom: The Responses of Alabama's Blacks to Emancipation and Reconstruction* (Westport, CT: Greenwood Press, 1972).
- 4) ポスト・リヴィジョニズムの代表的文献としては、ウィリアム・ジレット、レオン・F・リトワック、ジョナサン・M・ウィーナーのものがある。William Gillette, *Retreat from Reconstruction 1869-1879* (Baton Rouge and London: Louisiana State University Press, 1979);

- Leon F. Litwack, *Been in the Storm So Long: Aftermath of Slavery* (New York: Kopf, 1979); Jonathan M. Wiener, *Social Origins of the New South: Alabama 1860-1885* (Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 1978).
- 5) Eric Foner, *Reconstruction: America's Unfinished Revolution, 1863-1877* (New York: Harper Collins, 1988).
 - 6) 経済的要素に重点を置いた分析で優れている他の研究もいくつか挙げておく。ロジャー・L・ランソムとリチャード・サッチは奴隷解放によって綿花生産による収益が落ち込み、ついには 20 世紀の転換期まで回復を果たさなかった事実を数値で立証した。Roger L. Ransom and Richard Sutch, *One Kind of Freedom: The economic consequences of emancipation*, 2nd ed (Cambridge Univ. Press, 2001).
 - 7) 落合明子「最近の再建期研究：フォーナーの『再建』以降の動向を中心に」『アメリカ史研究』第 25 号 (2002 年)、15-23 頁。
 - 8) Friend and Glover, *Reinterpreting Southern Histories*, 225-242. 再建の時代区分が揺らいでいる代表例としてはホワイトの研究が挙げられる。Richard T. White, *The Republic for Which It Stands: The United States During Reconstruction and the Gilded Age 1865-1896* (NY: Oxford University Press, 2017).
 - 9) 日本においては再建史に特化した研究は盛んであるとは言い難いものの、次のような研究が蓄積されてきた。本田創造『南北戦争・再建の時代 ひとつの黒人解放運動史』(創元社、1974 年)；長田豊臣『南北戦争と国家』(東京大学出版会、1992 年)。
 - 10) Michael W. Fitzgerald, *Reconstruction in Alabama: From Civil War to Redemption in the Cotton South* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 2017).
 - 11) Lucille Griffith, *Alabama: A Documental History to 1900* (Tuscaloosa, AL: University of Alabama Press, 1972), 288.
 - 12) Sarah W. Wiggins, *The Scalawag in Alabama Politics, 1865-1881*. (Tuscaloosa, AL: University of Alabama Press, 1977) p. 5; Huntsville *Advocate*, July 12, 1865. Kolchin, op. cit., pp.12-14.
 - 13) 本稿では奴隷所有の有無、土地所有の有無を白人集団の区別の基準にするが、土地持ちだが奴隷所有数が数名の白人については、プランターではなくヨーマンと分類することとする。そのような白人は奴隷に畑仕事ではなく家事を割り当て自身もしばしば隣で同じように家事をしていた。Carl R. Osthaus, "The Work Ethic of the Plain Folk: Labor and Religion in the Old South," *The Journal of Southern History* 70, no. 4 (November 2004): 763; Glossner, "Cavaliers and Crackers," 5-6; Jeff Forret, *Race Relations at the Margins: Slaves and Poor Whites in the Antebellum Southern Countryside* (Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 2006), 39-41. 研究者間の白人集団の様々な定義についてはトミー・ブラウンが詳しくまとめている。Tommy Brown, Brown, "Of All the Hardy Sons of Toil," 215-217.
 - 14) Samuel L. Webb, *Two-Party Politics in the One-Party South* (Tuscaloosa, AL: University of Alabama Press, 1997), p. 35.
 - 15) 1832 年反移民法は、州内に自由黒人が定住することを禁止し、30 日以内に州外に出なければ鞭打ち刑が科されると定めた。John G. Aikin, *A Digest of the Laws of the State of Alabama: Containing All the Statutes of a Public and General Nature, in Force at the Close of the Session of the General Assembly, in January, 1833* (Philadelphia, 1833): 396; Richard Bailey, *Neither Carpetbaggers Nor Scalawags: Black Officeholder During the Reconstruction of Alabama, 1867-1878*. 5th ed. (Montgomery, AL: New South Books, 2010), 75-77.
 - 16) Richard Bailey, *Neither Carpetbaggers Nor Scalawags: Black Officeholder During the Reconstruction of Alabama, 1867-1878*. 5th ed. (Montgomery, AL: New South Books, 2010), 75-83, 85, 87.
 - 17) U.S. Constitution. amend. XIII; U.S. Census Bureau, *Historical Census Statistics on Population*, Working Paper Series no. 56. <https://census.gov/content/dam/Census/library/working-papers/2002/demo/POP-twps0056.pdf> (Retrieved on Mar. 1, 2025).
 - 18) Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 9.
 - 19) "Cotton Production in Alabama, 1860-1900" in Fleming, *Civil War*, 804.
 - 20) 鈴木、『アメリカ経済史 I』、202 頁。
 - 21) 浅羽、『アメリカ経済 200 年の興亡』、53-55 頁；Ralf Gray and John M. Peterson, *Economic Development of the United States* (Homewood, IL: Richard D. Irwin Inc., 1974), 171.
 - 22) アメリカ合衆国商務省編、斎藤真・鳥居泰彦監訳『アメリカ歴史統計』II (原書房、1986 年) 898 頁。
 - 23) アメリカ合衆国商務省編、『アメリカ歴史統計』I、208-209 頁。
 - 24) Wiener, *Social Origins of the New South*, 9-11; *Montgomery Advertiser*, Dec. 7, 1865.
 - 25) Bailey, *Neither Carpetbaggers Nor Scalawags*, 6; Bentley, *A History of the Freedmen's Bureau*, 82-87.
 - 26) 秋元、『アメリカ経済の歴史 1492-1993』、94 頁；Wiener, *Social Origins of the New South*, 37; Kolchin, *First Freedom*, 36, 39.
 - 27) Wiener, *Social Origins of the New South*, 58, 59, 63; 上杉、前掲書、68-69 頁。
 - 28) *Ibid.*, 66-67. Myers, "The Freedmen and the Labor Supply," 165-166; 秋元、『アメリカ経済の歴史 1492-1993』、95 頁。
 - 29) Fleming, *Civil War*, 235-6.
 - 30) Selma *Southern Argus*, February 3, 10, March 17, May 12, 1870; *Montgomery Advertiser*, September 13, 1867, January 24, 1871.
 - 31) Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 69, 84, 96.
 - 32) ランサムとサッチの調査を参考に 200 エーカー以上の農場をプランテーションと見なすならば小中規模の

- 農場数が増加しているのに対し、プランテーションの数は減っている。Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 84.
- 33) Ibid., 101, 103, 179. シェアクロッピング制への移行の功罪について上杉、前掲書、50-57 頁も参照されたい。
- 34) 清水他、『アメリカ人種差別の歴史』、183-184 頁。
- 35) Kolchin, *First Freedom*, 42, 44.
- 36) Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 87; Kolchin, *First Freedom*, 47.
- 37) 1880 年の南部主要綿花生産地の人種、経営形態ごとの家族経営農場の非識字率で、白人の土地所有者、借地人、シェアロッパーの非識字率はそれぞれ 15.1%、7.7%、25.6%であったが、黒人では 84.9%、82.6%、76.6%であった。Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 180
- 38) Ibid., 4, 95, 100.
- 39) Ibid., 84, 104, 105.たとえば、1870 年代のアラバマにおいては、テネシー・バレーの白人郡部であるジャクソン郡とモーガン郡で、およそ半数の農民が借地農あるいはシェアロッパーであった。Webb, *Two-Party Politics*, 61.
- 40) Webb, op. cit., pp. 40, 59, 61, 75.
- 41) Wiener, *Social Origins of the New South*, 77-83; *Alabama Legislative Acts* (1865-1866), 44.
- 42) Webb, *Two-Party Politics*, 40, 59, 61, 75; Ransom and Sutch, *One Kind of Freedom*, 84, 104, 105.
- 43) Ibid., 92-94.
- 44) ここでのプランター・エリートは、1850 年に 1 万ドル、60 年に 3 万 2,000、70 年に 1 万ドル以上の価値のある不動産（規模にして 800 から 9,000 エーカーの土地にあたる）を所有していた。Wiener, *Social Origins of the New South*, 8. ジョナサン・ウィーナー以前の先行研究では、戦前のプランター階級は「崩壊」したという見方が通説であった。Roger W. Shugg, "Survival of the Plantation System in Louisiana," *Journal of Southern History* III (1937): 311-25; Woodward, *Origins*, 8-9.
- 45) Wiener, *Social Origins of the New South*, 5-6, 33.
- 46) 浜本隆三『クー・クラックス・クラン：白人至上主義結社 KKK の正体』（平凡社、2016 年）、8 頁。
- 47) 浜本、『クー・クラックス・クラン』、65-68 頁。
- 48) Allen W. Trelease, *White Terror: the Ku Klux Klan Conspiracy and Southern Reconstruction* (Baton Rouge: LA, Louisiana State University Press, 1995), 81.
- 49) Wiener, *Social Origins of the New South*, 182, 185; Miller, *History of Alabama*, 254-255.
- 50) Trelease, *White Terror*, 247.
- 51) Trelease, *White Terror*, 252.
- 52) Fitzgerald, *Reconstruction in Alabama*, 175, 177, 180; U.S. Congress, *The Testimony Taken by the Joint Select committee to Inquire into the Condition of Affairs in the Late Insurrectionary States* (Washington: Government Printing Office, 1872), X, 1757 (hereafter written as "KKK Report"); *House Reports*, 43rd Cong., 2nd Sess., No. 262, 882-83.
- 53) Michael W. Fitzgerald, "The Ku Klux Klan: Property Crime and the Plantation System in Reconstruction Alabama," *Agricultural History*, Vol. 71, No.2 (Spring 1997): 196-197.
- 54) Fitzgerald, "The Ku Klux Clan", 195; KKK Report, XIII: 7, 15-16.
- 55) Fleming, *Civil War and Reconstruction in Alabama*, 482; Fitzgerald, *Reconstruction in Alabama*, 191-192. *Montgomery Journal*, Nov. 16, 1868; Feb. 22, 1869. *Huntsville Advocate*, Mar. 12, 1869. *Athens Post*, Nov. 19, 1869.
- 56) Fleming, *Civil War and Reconstruction in Alabama*, 660.
- 57) KKK Report, X: 1466
- 58) Fleming, *Civil War and Reconstruction in Alabama*, 660.
- 59) Fitzgerald, *Reconstruction in Alabama*, 188-189, 380n67; U.S. Census, *A Compendium of the Ninth Census, 1870, 712-13*; Wiener, *Social Origins of the New South*, 62.
- 60) Bailey, *Neither Carpetbaggers Nor Scalawags*, 15.
- 61) Wiener, *Social Origins of the New South*, 18; KKK Report, X: 1757.
- 62) KKK Report IX, 1175, 1178, 1179.
- 63) KKK Report, IX: 1137.
- 64) Fitzgerald, "The Ku Klux Clan", 190-191; KKK Report IX: 1130-1132 and X: 1839.
- 65) KKK Report 9: 873; Fitzgerald, "The Ku Klux Clan", 194.
- 66) Fitzgerald, *Reconstruction in Alabama*, 132.
- 67) Fitzgerald, op. cit., p. 197, 199; Eutaw *Whig* qtd. in *Jacksonville Republican*, Nov. 5, 1870.
- 68) Fitzgerald, op. cit., pp. 202-203.
- 69) Fitzgerald, op. cit., p. 203; *Demopolis Southern Republican*, Aug. 31, 1870; KKK, vol. 8, p. 334.
- 70) Kolchin, *First Freedom*, 4-5.
- 71) Fitzgerald, *Reconstruction in Alabama*, 189, 233; Kolchin, *First Freedom*, 13-14; U.S. Census Bureau, *A Compendium of the Ninth Census, 1870*, 25.